

## 令和5年度 境港市利用者負担額(月額)

利用者負担額		3号認定(3歳未満児)	
階層区分		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税	0円	0円
C1	市民税所得割 非課税	10,000円 (5,000円)	9,800円 (4,900円)
C2	市民税所得割 48,600円未満	13,000円 (5,000円)	12,700円 (4,900円)
C3	市民税所得割 72,800円未満	18,000円 (5,000円)	17,600円 (4,900円)
C4	市民税所得割 97,000円未満	23,000円 (5,000円)	22,500円 (4,900円)
C5	市民税所得割 133,000円未満	28,000円	27,500円
C6	市民税所得割 169,000円未満	33,000円	32,400円
C7	市民税所得割 235,000円未満	38,000円	37,300円
C8	市民税所得割 301,000円未満	42,000円	41,200円
C9	市民税所得割 397,000円未満	46,000円	45,200円
C10	市民税所得割 397,000円以上	50,000円	49,100円

◆ 市民税所得割77,101円未満の世帯のうち、ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯等については( )内の額になります。

◆ 児童が年度の途中で満3歳になった場合

誕生日の前日から**2号認定に切り替わります**。ただし、当該年度中の保育料は3歳未満児の額で、変わりません。

◆ 保育料額の切り替え時期について

階層区分の判定における市町村民税課税額は、扶養義務者(父母など)の税額控除(住宅ローン控除など)前の市町村民税課税額(納税通知書の課税額とは異なります。)で決定します。算定の基準となる年度は以下のとおりです。

◎保育料 4月～8月分 ⇒ 令和4年度市町村民税所得割額により決定

◎保育料 9月～3月分 ⇒ 令和5年度市町村民税所得割額により決定

### 【多子軽減措置について】

保護者と生計を一にする子どもの人数によって、保育料の軽減があります。

	世帯第2子	世帯第3子
市民税所得割 57,700円未満	半額 (同時在園 <sup>*1</sup> の場合 無料)	無料
ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯等で 市民税所得割 77,101円未満	無料	無料
上記以外の世帯	上記利用者負担額のとおり (同時在園 <sup>*1</sup> の場合 半額)	無料

\*1) 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部に入所又は児童心理治療施設、地域型保育事業を利用している就学前児童が2人以上在園している場合で、在園している児童のうち年齢が2番目に高い児童

### 【2号認定(3歳以上児)の保育料について】

4月1日時点で3歳以上のお子さまについては、保育料が無料です。

保育料とは別に、**在籍園に副食費をお支払い頂く必要があります**。支払い方法等は各園により異なります。

市民税所得割57,700円(ひとり親等世帯は77,101円)未満の世帯と、課税額に関わらず世帯第3子のお子さまについては、副食費がかかりません。基準となる課税額は、上記『◆保育料額の切り替え時期について』と同じです。